明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**一〇五）　二
○農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（**農林水産**八七）　二
○経済産業省組織規則等の一部を改正する省令（**経済産業**七五）　三

〔告示〕

○電波法第四条第三項の規定に基づき電波法第三章に定める技術基準に相当する基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件（**総務**四三七）　四
○電波法施行規則第六条の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件（**同**四三八）　四
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**七二）　四
○日本国に帰化を許可する件（**法務**六三七）　四
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**六三八）　四
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（**同**六三九）　四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**六四〇～六四二）　五
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**六四三）　五
○モルドバ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**四四四）　五
○アルバニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアルバニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四四五）　五
○セントクリストファー・ネーヴィス政府に対する贈与に関する日本国政府とセントクリストファー・ネーヴィス政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四四六）　五
○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件（**財務**三九八）　五
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**農林水産**二七五）　六
○保安林の指定をする件（**同**二七六六～二七七三）　六
○平成二十八年産のスイートコーンに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（**同**二七七四）　六
○平成二十八年産のかぼちゃに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（**同**二七七五）　六
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第二項第二号の規定に基づく液化石油ガス設備士のための養成施設を指定した件（**経済産業**二七〇）　七
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**一一一八、一一一九）　七

〔国会事項〕

内閣　長野県　愛知県　大阪府　福岡県　七

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

文教

日本学士院新会員の選定について（日本学士院）　八
国家試験

普及指導員資格試験合格者（農林水産省）　八
公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（東北経済産業局）　九

〔地方自治事項〕　九

〔公告〕

諸事項

官庁
特定保険募集人の所在の確知等、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、復権、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係　三〇
会社その他